

# 令和7年度 消費生活相談員資格取得支援講座実施運営業務 仕様書

## 1 目的

県及び市町の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は、令和5年度は約26,000件と高い水準にあり、県では、県内どこにいても質の高い消費生活相談が受けられるよう、消費生活相談体制の強化を図っている。

平成28年4月の消費者安全法改正により、民間資格であった消費生活相談員の資格が法定化され、消費生活センターには法定の有資格者を置くことが原則とされたことにより、県内における消費生活相談員の法定資格の取得を支援することが必要となっている。

消費生活センター未設置市町を含め、県内では消費生活相談員が不足しており、人材の育成と確保が課題となっていることから、県内における消費生活相談員の有資格者の養成を目的として、令和7年度に消費生活相談員資格取得支援講座を実施する。

なお本講座は、独立行政法人国民生活センター及び一般財団法人日本産業協会において実施される消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験の合格を目的とする。

## 2 事業名

令和7年度 消費生活相談員資格取得支援講座実施運営業務

## 3 業務概要

本公募企画提案への参加を希望する者は、令和7年度実施予定の「消費生活相談員資格取得支援講座」（以下「講座」という）の実施に関して行う、以下のアからエの業務について提案するものとする。提案された内容は、より効果的に事業を実施するために変更を加える場合がある。なお、複数の提案をすることはできない。

講座の実施内容については別添「消費生活相談員資格取得支援講座実施方針」（ガイドライン）を参照すること。

ア 講座のカリキュラム・テキスト・WEB講座の動画作成

詳細はガイドラインを参照

イ 講座の運営

(1) 受講生の募集広報・受付・選定

県が制作したチラシの印刷、県が指定する発送先への発送を含む。

応募動機による受講者の選定（30人程度）。

(2) 配信日程の調整、講師の選定・確保、講座の運営、受講状況の把握

ウ 試験実施後の分析業務

エ その他付随する業務

## 4 提案限度額

事業費の上限額は、1,818,182円（消費税抜き）とする。なお、本事業費は備品及び財産（事業終了後も長期の反復使用に耐えうるもの）の購入に係る経費は対象としない。

## 5 事業の実施期間

令和7年5月～令和8年3月

（契約期間は、契約日から令和8年3月13日まで ※制作・調整業務、試験結果分析業務を含む）

## 6 採用予定者数

1事業者

## 7 応募団体の要件

(1) 静岡県内に本社又は営業所等活動の拠点を有し、各種講座・講演会・学習会等の運営に関する実績がある団体等であること。団体等とは、NPO法人、公益法人、民間企業、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないものであること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本県における一般競争入札に参加できない団体等
- イ 参加表明書の提出期限において、静岡県の物品購入及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の団体等
- ウ 参加表明書の提出期限において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続の開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- エ 以下に該当する者が役員等の団体等
  - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
  - (イ) 破産者で復権を得ないもの
  - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられている者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体等
- カ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）
- キ 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）
- ク 県税を滞納している団体等

## 8 応募方法

### (1) 参加表明書の提出（必須）

本公募企画提案への参加を希望するものは、参加表明書（様式 1）を郵送又は持参により令和 7 年 4 月 15 日（火）午後 5 時までに県民生活課へ提出すること。

### (2) 企画提案内容に関する質問

企画提案内容に関する質問は、令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 5 時まで電子メールにて受け付ける。なお、回答は、随時質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

◇メールの送付先 県民生活課メールボックス [shohi@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:shohi@pref.shizuoka.lg.jp)

◇閲覧場所 静岡市葵区追手町 9-6 静岡県庁西館 6 階  
静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課

◇閲覧期間 回答の翌日から令和 7 年 4 月 24 日（木）正午まで

（上記の期間中、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

### (3) 応募書類の提出

以下の書類を令和 7 年 4 月 24 日（木）正午までに県民生活課へ提出すること。ただし、参加資格確認書類（以下の書類エからキ）については、参加表明書とともに令和 7 年 4 月 15 日（火）午後 5 時までに県民生活課へ提出すること。（原則持参。郵送の場合は当日必着）

ア 企画提案書（様式 2）（6 部）

（※企画案、全体スケジュール計画、業務体制等を記載）

イ 見積書（1 部）

（別紙記載例を参考にし、明細がわかるよう、別紙「令和 7 年度 消費生活相談員資格取得支援講座実施運営業務設計書」の内容を網羅したもの。）

採用に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額で契約するため、消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載のこと。

ウ 担当者一覧（氏名、経歴、実績など）（1 部）

以下のエからキまでは、本県における物品購入及び一般業務委託競争入札参加資格を有することを証明できる者は提出不要。提出部数は各 1 部。

エ 3 か月以内に発行された登記簿謄本の写し（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

- オ 定款の写し（法人格を有しない場合は、団体規約等）
- カ 会社概要と過去3期分の決算書又は事業報告書の写し（収支状況がわかるもの）
- キ 県税納税証明書（県財務事務所で取得してください。納税がない場合も、未納がないことを証明するために証明書を取得、提出してください。）

## 9 審査

県は、企画提案書の内容を10「審査基準」により審査し、事業費を勘案した採用基準により委託先を決定する。なお、審査に当たり、提案内容について説明を求める場合がある。

## 10 審査基準及び採用基準

別紙「令和7年度消費生活相談員資格取得支援講座実施運営業務の審査基準」による。

## 11 選定結果の伝達方法

応募者全員に文書により通知する。

なお、選定結果についての説明を応募者が希望する場合は、県民生活課において口頭で伝達する。

## 12 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (4) 企画提案のあった内容は、より効果的に実施するために変更を加える場合がある。
- (5) 実施しようとする事業について、本事業以外の委託費、助成金等を受けている場合は応募できない。
- (6) 今回の応募に関わる一切の費用は提出者の負担とする。
- (7) 応募書類は返却しない。
- (8) 応募書類について、本仕様書に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

## 13 問い合わせ及び応募書類の提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課  
 電話：054-221-2175 FAX：054-221-2642 Eメール：shohi@pref.shizuoka.lg.jp

## 【参考】

### ◇スケジュール（予定）

内 容	日 程	備 考
公告（HP）	令和7年4月2日（水）	
参加表明書提出期限 参加資格確認書類提出期限	令和7年4月15日（火）午後5時まで	持参又は郵送により提出（必着）
応募書類提出期限	令和7年4月24日（木）正午まで	持参又は郵送により提出（必着）
採用者決定通知	令和7年5月上旬（予定）	
実 施	契約日から令和8年3月まで	
実績報告書提出期限	令和8年3月13日（金）	

## 別紙

## 令和7年度消費生活相談員資格取得支援講座実施運営業務の審査基準

審査項目	配点	審査基準
①カリキュラム・テキスト	5	ガイドラインを踏まえた適切な内容になっているか 科目は適切か
②受講者の募集・選考	5	将来的な相談員としての勤務意向や資格試験合格に向けた意欲のある者を選考できるか
③講師の選定	5	講座実施に十分な能力を持った講師となっているか
④合格率向上の取組	5	効果的な講座実施や合格率向上のための取組がなされているか
⑤業務遂行能力	5	業務遂行能力（人員・体制・実績）は十分か 本事業実施に関する経験・知識はあるか
⑥試験分析力	5	試験実施後、試験問題や講座で実施したカリキュラム、受験生の合格率について分析方法が的確か
⑦その他 評価すべき内容	5	企画内容等で、特に評価すべき点があるか
合計	35	採用基準 21 点